

障第1068号
令和6年11月7日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

社会福祉施設における家畜の飼養状況調査について

このことについて、県内での高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、標記調査を実施しますので、貴施設において、現在、鳥類又はその他の家畜を飼養している場合は、別添報告書1及び報告書2を令和6年11月21日(木)までに提出いただきますようお願いします。

なお、家畜の飼養者(※)は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき毎年2月1日時点の状況について所在地を所管する家畜保健衛生所に定期報告書を提出することとなっておりますのでご留意ください。

<提出方法>

下記オンライン申請フォームより提出してください(該当する場合のみ)。

【オンライン申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/T8mB/797324>

岐阜県健康福祉部障害福祉課			
係長	若原	担当	澤本
電話	058-272-1111 (内線 3491)		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

※家畜の飼養者

対象となる家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタを含む)、いのしし、鶏(ウコッケイ、チャボを含む)、ほろほろ鳥、七面鳥、鶉、アヒル(マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモを含む)、きじ、ダチョウ(エミューを含む))を1頭(羽)以上所有(飼養)している方をいいます。